

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく 事業活動環境配慮制度

平成22年4月1日からスタート

制度のポイント

- 1 対象は事業者単位**
大規模な事業所だけでなく、広島市内に設置している全ての事業所におけるエネルギー使用量等の合計が一定規模以上の事業者が義務付け対象となります。
- 2 事業者による自主的な計画の策定、実績報告**
対象事業者は、温室効果ガスの削減に関する目標や対策についての計画書・実績報告書を市に提出していただきます。
- 3 計画書・報告書の概要の公表**
計画書・報告書の概要を事業者自ら公表していただくとともに、市ホームページでも公表します。
- 4 計画書・報告書の評価**
計画書・報告書の内容を市で評価し、結果が優良なものについて評価結果を市ホームページにおいて公表します。
- 5 任意提出**
対象事業者以外の事業者も計画書の提出等を行うことができます。

特定事業者と評価対象事業所のイメージ



参考 エネルギー使用量の場合の例 (年間のエネルギー使用量が1,500キロリットル以上となる事業者の目安) (経済産業省資料より)

●小売店舗	約3万㎡以上	●コンビニエンスストア	30～40店舗以上
●オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	●ファーストフード店	25店舗以上
●ホテル	客室数 300～400規模以上	●ファミリーレストラン	15店舗以上
●病院	病床数 500～600規模以上	●フィットネスクラブ	8店舗以上

【注】事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

平成21年度から準備が必要です!

市内に設置している全ての事業所における合計量が次の①又は②のいずれかに該当する場合、特定事業者として事業活動環境計画書の提出等が必要となります。

対象者(特定事業者)の区分	対象者を判定する期間	算定方法
① エネルギー年間使用量(原油換算)が1,500キロリットル以上	4月1日～翌年3月31日 (計画期間の最初の年度の前年度1年間)	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で規定する算定方法を準用
② 物質ごと(注)の温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)が3,000トン以上 【注】a 非エネルギー起源二酸化炭素 b メタン(CH ₄) c 一酸化二窒素(N ₂ O) d ハイドロフルオロカーボン類(HFC) e パーフルオロカーボン(PFC) f 六ふっ化硫黄(SF ₆)	【左のa～cの物質について】 4月1日～翌年3月31日 (計画期間の最初の年度の前年度1年間) 【左のd～fの物質について】 1月1日～12月31日 (計画期間の最初の年度の前年度の初日の属する年の1年間) ※計画期間の最初の年度が平成22年度の場合は、平成21年4月～平成22年3月でも構いません。	「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する算定方法を準用

(例) 上記①の場合、平成21年4月1日から平成22年3月31日までのエネルギー年間使用量(原油換算)が1,500キロリットル以上である事業者は、平成22年度に事業活動環境計画書の提出等が必要となります。

市ホームページにも内容を掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.city.hiroshima.jp/>

この制度に関するご質問は下記まで

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

広島市環境局エネルギー・温暖化対策部企画課

